

三浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 三浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年
三浦市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 三浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次
のように改正する。

第4条第2項中「100分の227.5」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8
年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等
に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和7年12月1日か
ら適用する。

（期末手当の内払）

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の
三浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給
された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。